

台風等の非常変災時における生徒の登校について

愛媛県立松山工業高等学校

- 1 平常の登校日において、学校所在地もしくは居住市町に以下の警報等が発令されている場合、生徒は登校準備をして自宅待機とする。
 - ① 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発令されている場合。
 - ② 「大雨警報」とともに「土砂災害警戒情報」もしくは「大雨警報」とともに「警戒レベル4」が発令されている場合。
- 2 10 時までに「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が解除された場合は安全を十分確認し、授業の準備をして登校する。ただし、「大雨警報」とともに「土砂災害警戒情報」もしくは「大雨警報」とともに「警戒レベル4」が発令されている場合は、その両方が解除された場合とする。
- 3 10 時の時点においても「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雨警報」とともに「土砂災害警戒情報」もしくは「大雨警報」とともに「警戒レベル4」の両方が解除されていない場合には「臨時休業」とし遠隔授業を実施する。その時間割については別途指示する。
- 4 公共交通機関が災害や事故で利用できない場合は、原則として代替の交通手段を確保し、安全に十分留意して登校する。ただし、代替の交通手段が確保できない場合や、安全に登校できない場合は自宅待機とし、自主学习する。この場合、必ず学校に連絡すること。
- 5 休業日に部活動、学校行事等が実施されている場合、上記に準じる。
- 6 居住地区に地震・津波等の大災害が起こっている場合や、避難勧告（9月より避難指示に一本化の予定）・避難指示が発表されている場合、また、大災害直後などに風水害による2次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難するなど、直ちに命を守る行動をとる。
- 7 非常変災時における「臨時休業」等の情報配信は Classi 及びホームページ等で行う。原則として学校への問い合わせはしない